

令和7年度

# いじめ防止基本方針

富山市立藤ノ木小学校(12)

# 富山市立藤ノ木小学校いじめ防止基本方針

## 1 目的と基本方針

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

富山市立藤ノ木小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「藤ノ木小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

### (2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての子供に関わる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが無くなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況をも生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、市・学校・家庭・地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者・関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

### (3) いじめの定義

（定義）

**第2条**この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条。以下、枠内は法の条文。）

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、スポーツクラブ等当該児童生徒がかかわっている仲間や集団の中の人的関係をいう。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすることなどを意味する。
- 「心身の苦痛を感じている」と思われるもの、いわゆるグレーゾーンの状況であっても、まず「いじめ」であるとして対処する。
- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

○ いじめの認知は特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」（法第22条）を活用して行う。

○ 教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、または、対応不要であると個人で判断せずに直ちに全てを当該組織に報告する。

○ けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

※ いじめの態様の例

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌がることを言われる

・仲間はずれ、個人・集団から無視をされる

・軽くあるいはひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる（※）

・金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる（※）

・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる（※）

・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされるなど（※）

（「いじめ防止等のための基本的な方針」＜平成25年10月11日文部科学大臣決定（平成29年3月14日改訂）＞を参照。以下「国の方針」という。）

（※）については、犯罪を伴ういじめと認められる事案については、警察に相談・通報を行い援助を求める。

※ いじめが解消している状態の判断について

単に謝罪のみをもって安易に解消することはできない。「解消している状態」と判断するには少なくとも次の二つの要件が満たされていることが必要であり、他の事情も勘案して判断する。

① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット上を含む）の止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。（被害が重大なものは、さらに長期とすることも考えられる）

② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（被害児童およびその保護者への面談等で確認）

※ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが解消している状態に至った上で、いじめ問題を乗り越えた状態とは、謝罪のみをもって終わるものではない。被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、加害被害双方の児童生徒と他の児童生徒との関係修復を経て、双方の当事者や、周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成される。

## 2 本校のいじめの実態と課題について

### （1）本校のいじめの実態

相手の気持ちを十分理解できなかったり、自分の思いをうまく伝えられなかったりすることが原因で事案が発生している。また、学年が上がるにつれて児童のスマートフォンの保持率が増加傾向にあり、インターネット上の問題行動も懸念される。

そのため教職員による観察や関係児童との教育相談を行いながら、いじめ防止

に努めている。

## (2) 本校の課題

- ・ どの学年においてもいじめが発生する可能性があるとの構えをもち、未然防止の指導の充実に努める必要がある。
- ・ 子供たちの自己有用感を高め、全ての子供の居場所を学級につくり、規律ある学級経営を行うことで、落ち着いた学校生活を送らせ、いじめにつながる言動を抑制する必要がある。
- ・ 困ったことがあるときは、担任に限らず多くの教職員に相談できるように信頼関係を築くための努力をより一層続ける必要がある。
- ・ 言語環境の見直しに留意し、「美しい言葉」を意識した教育活動に努めることが大切である。
- ・ 通信機能付きゲーム機の使い方やインターネット等の通信機能を使う際のモラルの子供への指導、保護者への啓蒙に一層努める必要がある。

## 3 いじめ問題への対応について

### (1) いじめの防止等の対策のための学校組織の設置

- ・ いじめ未然防止のための環境つくりや相談通報の窓口となる、また、いじめ防止に係る校内研修を企画し、計画的に実施する組織を置く。（生徒指導委員会）
- ・ いじめの早期発見、対処のため、事案に関する情報の収集と記録を行い、事実関係の把握といじめであるか否か判断する組織を置く。（校内いじめ対策委員会）

### (2) いじめの防止のための取組

- ・ 教職員が、学級経営の基盤として相互支持的な雰囲気を醸し出す学級づくりを行い、温かい言葉かけなどのモデルを示す。
- ・ 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努める。
- ・ 道徳教育や人権教育を充実させたり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることにより、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- ・ 一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ・ 通信機能付きゲーム機などの使用上の注意事項を子供や保護者に啓発するための授業や講演会等の実施を進める。
- ・ 子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- ・ いじめにつながりやすい感情をもたせないために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努める。
- ・ いじめの内容や指導上の留意点などについて、平素から教職員全員で共通理

解を図り、未然防止に取り組む。

- いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。

※参照【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】(P8)

(3) いじめの早期発見のための取組

- 登校から下校までのすべての場面で子供の様子を注視するとともに、個人面談や家庭訪問等を通して保護者と連携し、アンテナを高くしながら子供たちを見守る。
- 些細なことでも、いじめと疑われるときは、学校の教職員全体で情報を共有し、解消に向け、迅速に取り組む。
- 定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。
- 子供や保護者、教職員が気軽に相談に応じられるよう体制を整備し、保健室や相談室等の利用について広く周知するよう努める。

(4) いじめが起きたときの対応

- いじめと疑われる行為を発見した場合、その場ですぐにその行為を止める。
- 子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、些細な兆候であっても、即時丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保する。
- いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。

※参照【表1 校内いじめ対策委員会】(P6)

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】(P7)

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】(P9)

- 速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡する。
- 犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応する。

① いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行う。

ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保する。

イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにする。

ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家・教員経験者・警察官経験者等、外部専門家の協力を得て取り組む。

② いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行う。

ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家・教員経験者・警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。

- イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
  - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
  - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行う。
  - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを行なう。
  - ・ いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。
  - ・ 謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続ける。
- ③ インターネット上のいじめに対する対処について
- ・ ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導する。また、生命・身体への被害の恐れがある場合、警察に通報援助を求める。
  - ・ ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知する。
  - ・ パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努める。
  - ・ いじめが一旦解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していく。

### 3 重大事態への対応について

#### (1) 重大事態の発生と調査

##### ① 重大事態の意味

「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

※「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき」

##### 〔参考例示〕

- 児童が自殺を企画した場合 ○身体に重大な障害を負った場合 ○金品等に重大な被害を被った場合 ○精神性の疾患を発症した場合 ○転校に至るほどの精神的苦痛を受けた場合 ○連続して欠席している場合

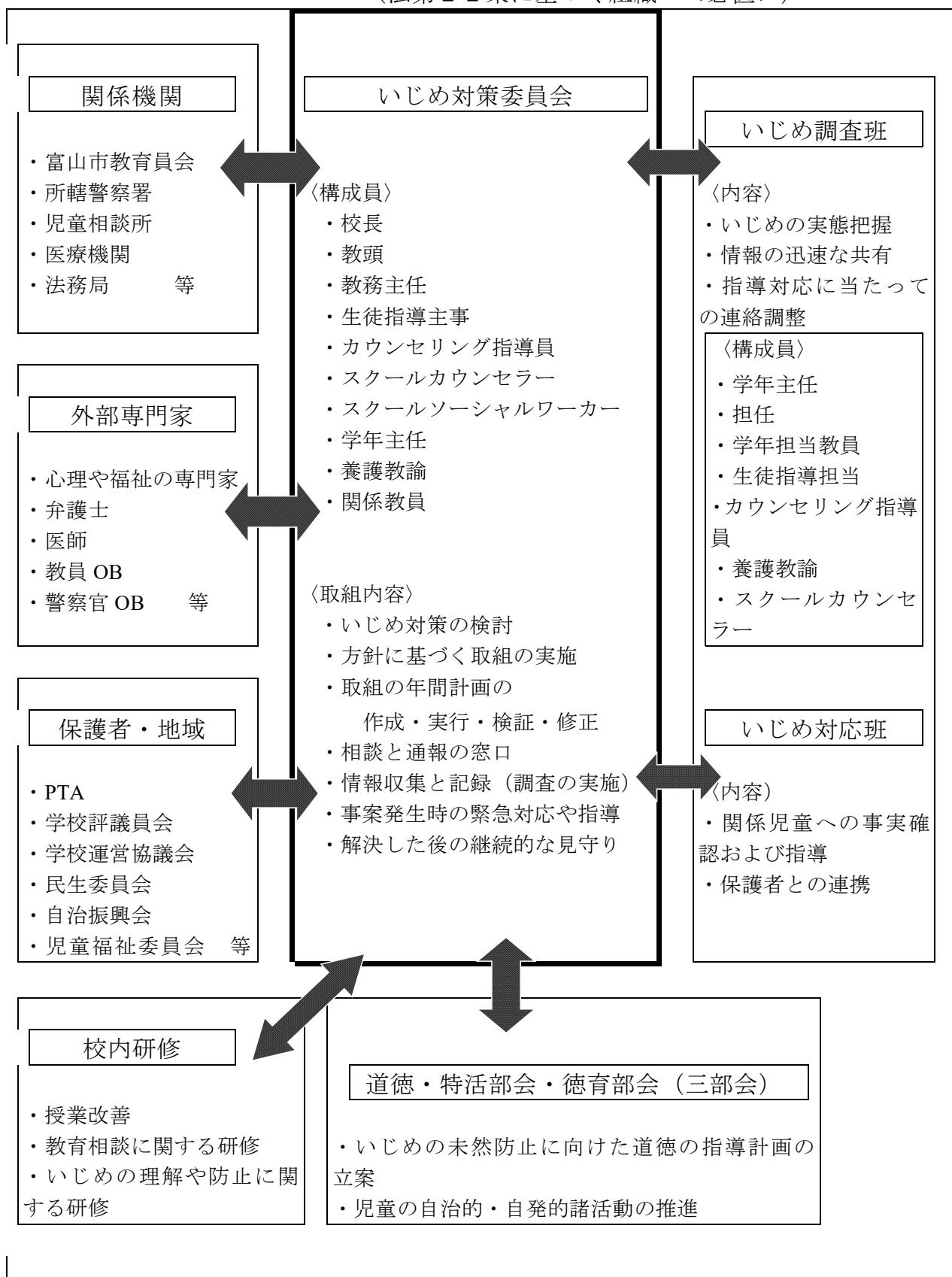
② 重大事態の対応についての留意事項

- ・速やかに富山市教育委員会に報告し、当教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たる。
- ・学年または学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配付や緊急保護者会の開催を行う。
- ・いじめ事案の被害児童、加害児童の人権に十分配慮し、マスコミの対応については対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。

【表1 校内いじめ対策委員会】

役 職	氏 名	分担 1	分担 2	備 考
校 長	池渕 晃	総 括		
教 頭	廣瀬 聰 小櫻 昌子	調査班		
教務主任	橋本 友美 村上 智昭	調査班		
生徒指導主事	佐藤 祐太	調査班	対応班	
カウンセリング 指導員	道木 志帆	調査班	対応班	
スクール カウンセラー	中塙 真巳		対応班	
スクール ソーシャルワーカー	酒井 誠		対応班	
学年主任	高源 紀子 濱井 美佳 高橋 雄一 馬渕 優子 山崎 慎一郎 米田 大介	調査班	対応班	
養護教諭	小川 蘭子 長谷川 智恵美	調査班		
担任等関係教員		調査班	対応班	

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】  
(法第22条に基づく組織 <必置>)



【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月
校内委員会等	<p>←→ 事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施</p> <p>いじめ対策委員会実施① ・指導方針・指導計画 ※職員会議で共通理解</p> <p>PTA総会及び学年懇親会での保護者啓発</p>				いじめ問題に関する職員研修会①
	いじめ実態把握調査	学級・学年づくり、人間関係づくり① (学級集会・校外学習等)		児童会による未然防止に向けた自治活動	
		いじめアンケート 教育相談週間			

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	←→ 事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施	いじめ対策委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認	いじめ問題に関する職員研修会②	いじめ対策委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し			
未然防止への取組	学級・学年づくり、人間関係 (宿泊学習、学習発表会等)	全校体制による「人権週間」への取組	道徳・特別活動計画・德育部会へ生かす				
への早期発見の取組	いじめアンケート 教育相談週間	いじめアンケート 保護者・教職員による学校評価アンケート					

【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

